Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡	例	
		:当初提出時に入力する箇所
		:上半期提出時に入力する箇所
		:下半期提出時に入力する箇所
		:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		消防総務課	
連絡先(内線・外線)		7302(内線)	
	環境管理責任推進員	****	
	環境管理推進員	****	
	当初提出日	令和5年8月16日	
提出日	上半期提出日	令和5年10月25日	
	下半期提出日	令和6年4月15日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休、育休等は除く)	該当なし	
------------------	------------	------	--

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一 特定製品の管理者の判断の基準となってき事項	-種	以下の事項を定めた国が定める「第通では、ででででは、ででででは、ででででででででででででででででででででででで	空調機器(業務用・第一種特定製品)		1 8 (消防本部14台、 台		幾所4	
上半期 ※簡易点検は	3 ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	В	1月~3月	点検実施E	3
5月12日		8月4日		11月2日 2			9日	
↓ 点検(整備)記録簿への	の記	載を済ませたら○を選択 ↓ ※	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり。	.
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有	する	所属のみ対象。) ※簡易点検に上	乗せし	して実施するもの アルファイン		対象台数	定期点 (今年度の実	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・						9台 3年に1回以上	実施し	た
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力								
発展の ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
年間総合実施状況(ス 選択リストから遵守・未遵守・評価事				変更点				

2						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点やを連続をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	直膨式外気処理機	4台 洋	当 防本部		
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機	種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月	点検実施日		
5月12日	8月4日	11月2日	2月	9日		
↓ 点検(整備)記録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記	己録によって保存す	る必要あり。		
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	○		
	・ 所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せし	して実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】	4台 3年に1回以上	実施した				
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし						
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点				

3					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気業な、す機、化庭すに払こ措特ンデけー。管は築計)洗びく家う棄特確器又渡じ律協庭ショしエテ液池組も気・背長庭努物定実廃はしるのカ用ョナくアレ晶をみの冷衣費期用めを家に棄再、こ目し機ナーはコビ式使込を蔵類費期用めを家に棄再、こ目し機ナーはコビ式使込を蔵類は使器と出用施の品のにをけ】(は置デョ電しこく及燥は使器と出用施の品のにをけ】(は置デョ電しこく及燥	用廃とす機さ収化求よ達れ、ウ室きィン源なと。びす棄もる器れ集等めり成ばユィ内形シ受といが)電る物に場廃る若をに、すなニンユでョ信しもで、気この、合棄よしす応こるらッドニあナ機てのきプ冷と排特に物うくるじれたなト形ッるー(一にるラ凍に出定あの、は者料らめい形エトセにブ次限よズ庫よを家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマ、北極では、東京では、		洗濯機	3台 1階脱衣室2台•2階女子脱衣室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	3月に1階脱衣室の	の洗濯機1台を買い替えた

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を別して、	冷蔵庫	5台 1階厨房(2台)・3階食堂・3階給湯室・4階給湯室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるでは、自動車の所有者は、自動車をなるでは、により、抑制では、にことを抑制であるとともいうのでは、自動車をというのでは、自動車のでは、自動車のでは、自動車のでは、自動車のでは、は、自動車のでは、は、当該のでは、は、は、当該のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	公用車	3台 消防長車H23インサイト/H25 ウイングロード/R3Nバン
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

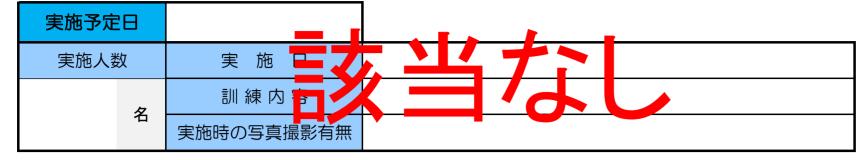
6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業 た廃棄物を自らの責 処理しなければなら	任において適正に	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
規則で定める規模以上(面積を 上又は駐車台数40台以上)の 管理する者は、当該駐車場を 者が自動車等を駐車する場合し て、看板、放送、書面等により 自動車等の原動機を停止すべる 周知しなければならない。		駐車場	44台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	1 → 1	変更点	

8					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の休止し、若しくは廃止しているその使用を るときは、当該使用を め、その旨を市長に履 らない。届け出た事項 するときも、同様とな	上し, 又は現に休 を再開しようとす 皆は, あらかじ 届け出なければな 頁を変更しようと		下水道排水設備	J
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 一 年間の電子 決裁を含む全 決裁を含む全 決裁数を入力 一 1485

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R5年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

75.0%

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R5年度に購 入した件数→ 12 徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

→ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

エコドライブを普及啓発するため,管理車両のリアガラスに「エコドライブ実施中」の標語を掲示し,交通状況に応じた安全走行に努め,エコドライブを心がける。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

年間を通じて、エコドライブに対する意識づけができた。来年度も継続して取り組みたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標	基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細	_	担当G	
年間計画(P) (当初入力)		量数 当けた	17		
実施結果(D) (3月入力)			ナし		
評 価(C) (3月入力)					
改 善善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	もの方向性 から選択)	

™ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

F	3	年	度】	

【口〇千皮】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		消防課
連絡先(内線・外線)		7311 • 059-382-9154
	環境管理責任推進員	****
	環境管理推進員	****
	当初提出日	令和5年8月17日
提出日	上半期提出日	令和5年11月28日
	下半期提出日	令和6年4月22日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・ 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、抑制するにとを抑動車が使用済自動車となる自動車のが使用済のあるとも高いの再の実施にも動車のを選択である。 配慮して製造された自動車を選択を関連を選択であるとの再資源化にあり得られたとのものでは、自動車の修理により得られたと等によりのでは、自動車のがあるというでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該のでは、当該を関連を引きをは、当該を関連を引きをは、当該を関連を引きをは、当該を関連を引きをは、当該を関連を引きをは、当該を関連を引きをは、当該を対してはならない。	公用車	H2Oクロスロード/H27多機能車 2/H22団多機能車/R1団多機能車3
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
4	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

| R5年度にグ | 単価契約物品―警表の「エコ」「グリーン」 リーン購入(エ

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

物品)」の枚数 GPNを含む物に

コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

入した件数→

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

100.0%

徹底されている

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

四笠を共たが潜せったよりせてまらにしたの	「四位町青イー・カキ」をよさっ
環境負荷を低減するため公共工事設計時の	「境児配慮ナエツノ表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
車内に「アイドリングストップ」の貼紙を掲示して,車両運行時の「エコドライブ」を推進していく。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
アイドリングストップを徹底する等,エコドライブ推進することができた。次年度も引き続き取り組んでいく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本目]標	基本方針		施策			
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		女	当力				
実施結果(D) (3月入力)		1 × =	 '0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
評 価(C) (3月入力)							
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト)	の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

所属(課等)	国府
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者に るべく長期間使用すること 動車が使用かるとのでは ではいるのでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは ではいるでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	とる、化車た得用再ば、よといる、化車をつらす資な、きにこ自等をつらす資な、当にのを車実択使たこ化な、該、抑の施す用物と等い。自制購にる済又等を。 動取	公用車		R1.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1400
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定める浄化槽により、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める河域の、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	適用法令等 遵守事項		規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	191	変更点	

所属(課等)	庄野
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

」: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表すがある。 自動車の所有を表した。 自動車の所有を表した。 自動車のののののでは、 自動車のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	るとも資自によりを車が出るとものでは、他車をでは、他車をでは、他車をでは、では、一番をでは、一番をでは、一番をでは、一番をでは、一番をでは、一番をでは、一番をでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のでは、一番をできる。のできる。のでは、一番をできる。のできる。のできる。のできる。のできる。のできる。	公用車		H29.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1207
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定める浄化槽により、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める河域の、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

]:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	Ē	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表している。 自動車の所すると 長期間自由とのでは、 東京ののでは、 東京のでは、 東京ののでは、 東京のでは、 東京	るとは、 は、 は、 ない、 はい、 ない、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はいをする。 はい、 はいをする。 はいで、 はいでは、 はいはいは、 はいはいはいは、 はいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは	公用車		H27.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1031
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境定めるところにより、毎年一回省令で定める場合にあつては、予で定める回数)、浄化槽の保証のでででででは、一個では、では、一個では、一個では、一個では、一個ででででででは、一個では、一個	(環境 環境 では では では では では できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき できる できる	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

|--|

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	手	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表すがある。 自動車の所有を表した。 自動車の所有を表した。 自動車のののののでは、 自動車のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	るとも資自こよりを重かれているとも資自こよりを車にのできる。 (化車をできるのではのできるのでは、できるのできる。できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのできる。できるのできる。これは、いきないでは、できるのでは、できるのでは、できるのできる。これは、いきないでは、できるのでは、いきないでは、できるのでは、いきないできる。これは、いきないできる。これは、いきないではないでは、いきないではないではないでは、いきないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	公用車		H28.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1125
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

所属(課等)	石薬師
--------	-----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	Ē	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所すると長期間では、第5条 自動車の所すると長期間では、東京の所するとのでは、東京のではないは、東京のではでは、東京のでは、東京のではではでは、東京のではでは、東京のではではでは、東京のではではではでは、東京のではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	こなに、 動当の使のれば、 当時にる済又等を、 当時にのおいまでは、 当時には、	公用車	F	R2.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1497
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

刀	.例
---	----

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

]:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有ると長期間使用からの所するとも資車の所するとも資力を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	は、 は、 にこの にこの にこの にこの にこの にこの にこの ににこの にでを でいる でいる にでい にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる にでいる に	公用車	H2	27.1 消防ポンプ自動車CD-I 鈴鹿800さ1025
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、 休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとす るときは、当該使用者は、あらかじ め、その旨を市長に届け出なければな らない。届け出た事項を変更しようと するときも、同様とする。		下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

: 当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、抑制車が使用済自動車となる自動車のが使用済動車となる自動車のときができた。 配慮してその再資源化にも野車をである。 で製造された自動車を選択使用ができたの再資源化により得られたにもの事資源化にものである。 自動車の修理により得するによります。 自動車の所有者は、当該自動車が使用済めなければならなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車とならまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	公用車	R5.3.30 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿さ1724
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4						
適用法	等合法	遵守事項		該当活動,設備	等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。		浄化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点			

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
海化	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	19.77	変更点	

所属(課等)

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することを抑制することを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車の修理により得けることを明直を使用した物を使用するより、はより、はより、ははするようの所有者は、当該自動車となり、はより、はよりなければならなければならない。	公用車	R1.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1399
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等) 河曲 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則,小数点第2位まで入力

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

: 下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設付	備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所であるでは、第5条 長期間では、東京の前の所である。 自動車のの所である。 自動をである。 自動をである。 自動をである。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 自動をできる。 は、 第6年には、 第7年には、 第7年	るとも らと こな にこの 自動 にこの 自動 の にこの の にこの の にこの の の にこの の の の の の の の の の の の の の	公用車		小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ870
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

	4						
	適用法	等合法	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄	·化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更新たに浄化槽管理者更の日から30日以内的る事項を記載した知事に提出しなけれ	になった者は、変 内に、環境省令で定 報告書を都道府県		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
		合実施状況(入力: ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	一ノ宮
--------	-----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡	奶
---	---

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

・ 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車の所有者は、自動車の所有者は、により動車が使用することでは、とこのでは、とこのでは、といるとのでは、というでは、というでは、のでは、というでは、は、自動車のでは、というでは、自動車のでは、というでは、は、自動車のでは、いきには、自動車とのでは、、きに、というでは、は、きに、というでは、は、きに、というでは、は、きに、というでは、は、きに、というでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、	いを車実択使たこ化な 該、がを車実択使たこ化な 自引 目制購にる済又等を。 動取 即 関 の	公用車	H26.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ965
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		变更,	点	

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道 休止し、若しくは廃 止しているその使用 るときは、当該使用 め、その旨を市長に らない。届け出た事 するときも、同様と	止し, 又は現に休 を再開しようとす 者は, あらかじ 届け出なければな 項を変更しようと	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

環境活動報告シート(令和5年度)

ネジメントシステム) 所属(課等) 箕田

※原則,小数点第2位まで入力

: 当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

: 下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表すが使用するとのののでは、	るとは、 は、 は、 ない、 はい、 ない、 はい、 ない、 はい、 ない、 はいをする、 はい、 ない、 はいできる、 はいできる。 はいで	公用車	H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1316
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3						
適	I用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10分	₹,第11条	第10条 浄化槽管理定分ではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではではでは、多いでは、多いでは、多いでは、多いでは、多いでは、多いでは、多いで	、毎年一回(環境 あつては、環境省 多化槽の保守点検 しなければならな 理者は、環境省令 理者は、環境省で でしては、環境 でしては、環境 でしては、環境 でしては、環境 でしては、環境		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	間総合実施状況(入力: 遵守・未遵守・評価事象な		遵守 24	変更点		

4						
適用法	等合法	遵守事項		該当活動,設備	等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。		浄化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点			

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

刀	.例
---	----

- : 当初提出時に入力する箇所
- :上半期提出時に入力する箇所
- :下半期提出時に入力する箇所
- :必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所すると 長期間自由を 長期間自由と では	ることにより、 いたとこの にこの にこの にこの にこの にこの にこの にいで にいで にいで にいで にいで にいで にいで にいで	公用車	R3.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1568
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道 休止し、若しくは廃 止しているその使用 るときは、当該使用 め、その旨を市長に らない。届け出た事 するときも、同様と	止し,又は現に休 を再開しようとす 者は,あらかじ 届け出なければな 項を変更しようと		下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

デム) 所属(課等) 栄

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

: 当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、抑動車が使用済自動車となるの事車とをも動車のが使用済めるとの再資源化等のでは、自動車の修理により得らるに当事の修理により得らるによりでは、自動車の所有者は、当該の事が使用済自動車となったときによりるようの所有者は、当該使用済自動車となったときによりるようながある。	公用車	H28.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1123	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4						
適用法	等合法	遵守	事項	該当活動,設備	等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。		浄化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	合実施状況(入力: ・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	若松
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

: 当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事	遵守事項 該当活動,設備等		規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所すると 長期間自動を 長期間自動とのれた 長期間を 大きの 大きの できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと はん いっと はん	ることでは、 このは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのが、 にのは、 にのは、	公用車	H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1315
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道 休止し、若しくは廃 止しているその使用 るときは、当該使用 め、その旨を市長に らない。届け出た事 するときも、同様と	止し, 又は現に休 を再開しようとす 者は, あらかじ 届け出なければな 項を変更しようと	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

所属(課等)	神戸
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等		規模,能力等	
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表している。 自動車の所有を表しては、 自動車の所有を表して、 自動車を表して、 自動車を表して、 自動車を表して、 自動車を使いる 自動車を使いる 自動車を使いる 自動車を使いる 自動車を表ができる。 自動車を表ができる。 自動車を表ができる。 第4年のよりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりである。 第4年のようによりできない。 第4年のようによりである。 第4年のようによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	るとも さいた こなに にこの 自動の にこの 自動の にこの をを でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	公用車	<u>-</u>	H29.8	消防ポンプ自動車CD- I 型 鈴鹿800さ1250
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

所属(課等)	天名
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡	졧
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することによりが抑動車が使用済自動車となる自動車のが使用済をあるともに、自動車の場合ともに、自動車のでは、自動車ののでは、自動車のがでは、自動車のがであるとのでは、自動車のがであるとでは、は、自動車のがであるがである。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車となり、は、当該自動車となり、ときをであるができる。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済きをに当該を用済らない。	公用車	R4.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1636
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2						
適用法	令等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水 条	D理施設条例第11	始,休止若しくは撤 ようとするときは,	水処理施設の使用を開 くは撤去又は再開始をし きは,あらかじめ,その け出なければならない。		農業集落排水設備	_
年間総 選択リストから遵守・	合実施状況 (入力: ・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

|--|

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,設	设備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有ると長期間使用からの所す車と再に関するとのの所す事とのでは、東京の所す事とのでは、東京ののでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	公用車		R2.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1500
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

所属(課等)	井田川
--------	-----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

囚	.例
, ,	リレン

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項	頁	該当活動,認	設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有ることでは、 自動車の所するとに	ことる、化東京の選では、10を東京の選では、10を東京の選では、10を東京の選びでは、10を東京の選びでは、10を東京ができる。10を東京が、	公用車		R5.3.29 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1719
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

所属(課等)	久間田

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

刀	.例
---	----

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

]:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、るべく長期間使用することに動車が使用済自動車とにでいるのでは、のでは、大きないでは、大きないでは、いきないがは、いきないでは、いきないがはないがは、いきないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがは	よと動の選でれる源ら 当は、抑の施す用物と等い 自引購にる済又等を。 動取	公用車	H21.11 消防ポンプ自動車CD-I 鈴鹿800さ515
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変	更点	

2						
適用法令等		遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条		使用者は,排水処理 始,休止若しくは撤 ようとするときは, 旨を市長に届け出な	去又は再開始をし あらかじめ,その		農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点			

所属(課等)	椿
--------	---

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

]:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することを知り、抑制をいることを知事をといる自動車となる自動車をといる。 1 日本のは、1	公用車	H25.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ869 H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1317
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条	使用者は、排水処理施設の使用を開始,休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	深伊沢

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

刀	.例
---	----

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等 遵守		事項	該当活動,詞	設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有を表している。 自動車の所すると 長期間自動とのれたでは、東京のでは、東京のでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ることでは、 ここのは、 にこのは、 にこのは、 にこのは、 にこのは、 にこのは、 にこのは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	公用車		H29.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1206
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条	使用者は、排水処理施設の使用を開始,休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、抑制することを知りで用済自動車となる自動車のが使用済られたの再資源化等の選択するに当たりでは、1年ののでは、1年のでは、1	公用車	H26.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ966
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条	使用者は、排水処理施設の使用を開始,休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。		
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	庄内
--------	----

環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

- :当初提出時に入力する箇所
- :上半期提出時に入力する箇所
- :下半期提出時に入力する箇所
- ・ 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備	備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所すると 長期間自由を 長期間自由と では	ることにより、 いたとこの にこの にこの にこの にこの にこの にいで にいで にいで にいで にいで にいで にいで にいで	公用車		H27.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1032
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート 令和5年度

3					
適用法令等	遵守事项	頁	該当活	動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者 定めるところは合で定める場合で定める回数)を行うで定める回数)を行うで定める回数・計算を行うで変が、 1 条 とこのをでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	毎年一回(環境 日本は、環境省 日本では、では、 日本では、 日本では、 日本では、 日本では、 日本では、 日本では、 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では		净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成(業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	191	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		予防課	
連絡先(内線・外線)		内線7328 • 外線382-9158	
	環境管理責任推進員	****	
	環境管理推進員	****	
	当初提出日	令和5年8月14日	
提出日	上半期提出日	令和5年10月17日	
	下半期提出日	令和6年4月15日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病体	、 産休、 育休等は除く)	該当なし
-----------------	---------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動す入配こ自はに促 第5条 長期間済めて造動では、東京の所であるとのでは、東京ののでは、東京のでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京ののでは、東京のではないは、東京のではではでは、東京のでは、東京のではでは、東京のではでは、東京のではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	るとも らと こな にこの 自動 のを もの にこの もの を もの を もの を もの を もの の で の で の の の の の の の の の の の の の		公用車	アクティ1台・Nバン1台・フィット1 台 H30 アクティ №58-16 R1 Nバン №83-62 R3 フィット №15-67
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- ・対象所属が,年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し,その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		
実施人数	東海 月	
名		みし
白	実施時の写真撮影有無	

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って

いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

つ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ の R5年度に購

リーン購入(エ

入した件数→

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の	1畳借船店チェック美工を作成する
塚児只同で世勝するにのム六工事以可的の	「塚児印尼ノエノノ奴」とIFMタン

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標 打合せブースの節電及び離席時のPCディスプレイOFFを実行するとともに、窓口カウンター等に「環境方針」を掲示し、環境問題について市民にPRする。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 引き続き、打合せブースの節電及び離席時のPCディスプレイOFFに努める。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標		基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細			担当G
年間計画(P) (当初入力)					
実施結果(D) (3月入力)			=+ 1/	+-	
評 価(C) (3月入力)			記二	14	
改 善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次(7年度以降の事業 (3月入力・リストな	の方向性から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

•環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】						
	環境管理責任推進員による総合評価					
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし			

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		情報指令課	
連絡先(内線・外線)		7433	
環境管理責任推進員		****	
	環境管理推進員	****	
	当初提出日	令和5年8月14日	
提出日 上半期提出日		令和5年11月18日	
	下半期提出日	令和6年4月22日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を分別を表する。	テレビ(パナソニック)	事務所(県防災行政用モニターテレビ)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	冷蔵庫	1台(使用冷媒:R600a)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参昭)
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4尺活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 123 決裁数を入力 40.2% 年間の電子 決裁を含む全 306 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

> > 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

リーン購入(エ 【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 コ・グリーン・ 0 GPN商品)を 含む物品を購入

物品購入が無い

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 O 作成枚数 →

【R5年度】環境目標8に対する所属の結果

→ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓

した件数→

R5年度に購

入した件数→

0

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

使用していないエリアの照明の消灯やエアコンの停止を行い4階フロアーの節電に努める。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

徹底されていた。来年度も継続していきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

環境管理責任推進員評価

(3月入力・リストから選択)

	目標	_	本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_				
実施結果(D) (3月入力)			4+>1			
評 価(C) (3月入力)		口人二	コるし			
改 善善(A) (3月入力)						

次年度以降の事業の方向性

(3月入力・リストから選択)

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

[・]上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

-			
所属(課等)		中央消防署	
連絡先(内線・外線)		内線7132 外線382-9165	
環境管理責任推進員		****	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和5年8月15日	
提出日 上半期提出日		令和5年10月26日	
下半期提出日		令和6年4月19日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし	
----------------------------	------	--

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施実施で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条くがある動す入配こ自はに促 第5条くががうかったで自のを、る 自期済めて造車のを、る 自自語のでは、 自動動をできるでは、 第5年では、	るとは とこる にこる 自動 にこる 自動 にこる 自動 にこる 自動 にこる の にこの の で にこの の の の の の の の の の の の の の	公用車	H2O水槽付ポンプ車4号車 H15小型動力付きポンプ水槽車25号車 H31.2作業車71号車 H31.2作業車71号車 H27救助工作車41号車 H26救急車4号車(令和5年1月13日廃車) H23梯子車31号車 H21山林火災車72号車 消防用バイク (H25 赤バイ1号車・2号車) H28.3救急10号車(令和5年11月29日鈴峰分署から移管) H29.2化学車21号車(令和5年4月1日東分署から移管) R3.2梯子車32号車 R3.3ポンプ車1号車 R3.3ポンプ車1号車 R4.1救急2号車 R4.1救急7号車 R4.3ポンプ車2号車 R4.3ポンプ車3号車
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点 日鈴峰分署から移管)、H29.2化学	日廃車)、H28.3救急10号車(令和5年11月29 車21号車(令和5年4月1日東分署から移管)

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのいる。	電気洗濯機 液晶式テレビ	1台 1階消毒室 2台 1階風呂場 1台 2階風呂 1台 出動準備室 1台 出動準備室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の2 第2項(事業者の特別管理産 業廃棄物に係る処理)	事業名は、での時間では、	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第5項(事業者の特別管理 産業廃棄物に係る処理)	事業者は、その特別管理産業廃棄物の 運搬又は処分を他人に委託する場合に は、その運搬については第十四条の四 第十二項に規定する特別管理産業廃棄 物収集運搬業者その他環境省令で定め る者に、その処分については同項に規 定する特別管理産業廃棄物処分業者そ の他環境省令で定める者にそれぞれ委 託しなければならない。	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5					
適用法令等	遵守事	事項	該当活動,	設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第1項	その事業活動では、大の事業活動では、大の事業者をできません。このでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ののでは、大のでは、大	養療 養療 養婦 のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	感染性産業廃棄物	(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月)	遵守	変更点		
18					

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第6項	管理票交付者は、前三項又は第十二条 の五第五項の規定による管理票の写し の送付を受けたときは、当該運搬又は 処分が終了したことを当該管理票の写 しにより確認し、かつ、当該管理票の 写しを当該送付を受けた日から環境省 令で定める期間保存しなければならな い。	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第7項	管理票交付者は、環境省令で定めると ころにより、当該管理票に関する報告 書を作成し、これを都道府県知事に提 出しなければならない	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	_
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第8項	管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで去るでは第五項の規定によるの近常を受けないとき、これの規定は関連の規定は関連の規定は関連の対しては関連の対しては関連ののがでは、では第十四条の関連をでは、では第十四条の対しては関連のがでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	19.7	変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の 事故が発生し、有害物質又は油を含む 水が当該特定事業場・当該貯油事業場 等から公共用水域に排出され、又は 下に浸透したことにより人の健康又は 生活環境に係る被害を生ずるおそれが あるときは、直ちに、引き続く有害の時 質又は油を含む水の排出又は浸透の的 質又は油を含む水の排出又は浸透の的 に、速やかにその事故の状況及び講出 に、速やかにその事故の状況及び講出 に、達りればならない。	地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所で定めるとのでででは取扱所を設置があり、実施の各号に掲げる製造所、当該各の区域に高いのではののではではでは、当該のではではではではではではではではではではではではではできる。 「おいか」とする者も、同様を変更しようとする。 「おいか」とする者も、同様を変更しようとする者も、一般を変更しようとする者も、同様を変更しようとする者も、一般を変更しまする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」とする。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいい。 「おいか」にはいいいい。 「おいか」にはいいいい。 「おいか」にはいいいいい。 「おいか」にはいいいい。 「おいか」にはいいいいいいい。 「おいか」にはいいいいいいいい。 「おいか」にはいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は 管理者又は占有者は 蔵所又は取扱所の用 は、遅滞なくびなの は出なけ出なばならな 【指定数量以上の危 危険物の指定数量 第2石油類(1,00	、当該製造所、貯 途を廃止したとき を市町村長等に届 い 険物貯蔵所】 軽油等)	地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始【指定数量以上の危険物貯蔵所】危険物の指定数量第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

13					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者, で (以下「所有者等」と 造所等において, 次に 設置者の氏名又は住所 は, その名称, 代表で る事務所の所在地)〇 取扱いの方法〇製造所 成期日を3月以上遅び 更するときは, 危険な 出書(第5号様式)によ ければならない。	いう。)は、当該製 こ掲げる事項(〇 所(法人にあって 者の氏名及び主た 危険物の貯蔵又は 危険物の貯蔵又は 所等の着工と)を変 ですること)を変 物製造所等変更届		地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第 1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする/(第5号)地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の 事故が発生し、有害物質又は油を含む 水が当該特定事業場・当該貯油事業場 等から公共用水域に排出され、又は地 下に浸透したことにより人の健康又は地 生活環境に係る被害を生ずるおそれが あるときは、直ちに、引き続く有害的 質又は油を含む水の排出又は浸透とも に、速やかにその事故の状況及び講出 に、速やかにその事故の状況に届け出 に、造の概要を都道府県知事に届ければならない。	少量危険物貯蔵所	ガソリン100L/軽油400L
年間総合実施状況 (入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない/前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量、高の危険物貯蔵所】危険物の指定数量、第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L〇第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L	少量危険物貯蔵所	ガソリン100L/軽油400L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所でにあるとの、製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に掲げる製造所、当該各号に入りののではではではではではではではではではではではではではでででででででででで	一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/ 使用燃料(軽油)/全出力 (240KW)/軽油1714L(最大取 扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は 管理者又は占有者は 蔵所又は取扱所のの は、遅滞なくである は出なければならな 【指定数量以上の危 危険物の指定数量 第2石油類(1,00	、当該製造所、貯 途を廃止したとき を市町村長等に届 い 険物貯蔵所】 軽油等)		一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/ 使用燃料(軽油)/全出力 (240KW)/軽油1714L(最大取 扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

19					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所所の所有者、管理者にいて、対して、総務省令ではのが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、の	又は占有者は、こ 所又は取扱所につ めるところによ その点検記録を作 なければならない 3年に1回検査 15 査 H5供用開始 険物貯蔵所】 軽油等)	_	-般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/ 使用燃料(軽油)/全出力 (240KW)/軽油1714L(最大取 扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者,管理者又はと (以下「所有者等」という。)は, 造所等において,次に掲げる事項 設置者の氏名又は住所(法人にあ は,その名称,代表者の氏名及び る事務所の所在地)〇危険物の貯 取扱いの方法〇製造所等の着工又 成期日を3月以上遅延すること) 更するときは,危険物製造所等変 出書(第5号様式)により市長に届 ければならない。	当該製 (O って 主た ま又は 一般取扱所(非常用発電) は完 を変 更届	中央消防署:発電出力(300KvA)/ 使用燃料(軽油)/全出力 (240KW)/軽油1714L(最大取 扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
危険物の規制に関する政令第19条	第九条第一項の規定は、一般取扱所の 位置、構造及び設備の技術上の基準に ついて準用する。	一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/ 使用燃料(軽油)/全出力 (240KW)/軽油1714L(最大取 扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参 昭)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- •訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定	実施予定日 下半期		
実施人数	数	実 施 日	3月22日
15	名	訓練内容	燃料タンク緊急時対応訓練
13	1	実施時の写真撮影有無	0

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%:令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R5年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

0

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

R5年度に購

入した件数→

【→ | 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

公用車の運転(緊急出動以外)は、急発進などをやめ、省エネ運転に務める。庁舎ロビーにPR用掲示物を掲示する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

公用車の運転は省エネ運転に努めた。PR用掲示物も掲示を続ける。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【碧	悟耳っ	ム事・田	ī 1	

【境境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			计 江	+-			
評 価(C) (3月入力)			三人	4			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト)	を の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

		R	5	年	度】
--	--	---	---	---	----

環境管理責任推進員による総合評価					
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)		
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし		

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署 北分署	
連絡先(内線・外線)		内線6821・外線0539-78-0330	
	環境管理責任推進員	***	
環境管理推進員		***	
当初提出日		令和5年8月3日	
提出日	上半期提出日	令和5年10月25日	
	下半期提出日	令和6年4月7日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者を	るを記載	載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病体	、産休、育休等は除く)	該当なし
-----------------	-------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※	※病休,産休,育休等は除く)	該当なし
---------------	----------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施を対している。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
適用法令等 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一ででである」ででである。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使いた。 ・ でででである。 ・ ででである。 ・ ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	使3 用 を	空調機器(業務用・第一種特定製品)		2台		
上半期 ※簡易点検は	3 _ケ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 月			点検実施E	3
5月30日		8月25日		12月21日		3月	26日	
↓ 点検(整備)記録簿への	り記	載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	磁的記	録によって保存す	る必要あり	•
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3.	 月	O
	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せ			ンて実施するもの · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		対象台数	定期点 (今年度の実	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				1年に1回以上		該当なし	該当な	むし
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし								
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点								

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	空調機器(家庭用)	3台
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	テレビ(液晶式)	1台 1階事務室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	• 洗濯機 • 衣類乾燥機	・2台 ・1台 トイレ
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	冷蔵庫	1台 1階食堂
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車の所有者は、には動車が使用することでは、には動車が使用済自動車となる、化車を設定を開発をできる。とのでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	はいた。 はいた。 はいた。 は、 がいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	公用車	H24消防車7号車/H24消防車8号車/H26消防車26号車/B2救急車1号車
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		变更点		

7				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じ た廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		立 変更点		

8				
適用法令等	遵守事項	該当	4活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造は規模の変更(国土交通省令・ 令で定める軽微な変更を除く。 ようとする者は、国土交通省令 省令で定めるところにより、 都道府県知事及び当該都道府県 経由して特定行政庁に届け出な ならない(ただし書き省略)。	環境省) を ・ で い い い い い い い い い り い り い り い り り り り	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/22人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		变更点		

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動 , 設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理定めるところにより、省令で定める場合で定める回数)、及び浄化槽の清掃をいるで定める回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、毎年一回(環境 あつては、環境省 多化槽の保守点検 しなければならな 理者は、環境省令 理者は、環境の では、環境の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 22人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月) :しのいずれかを選択	遵守	変更点		

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で定 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 22人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を 廃止したときは、環境省令で定めると ころにより、その日から30日以内に、 その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	净化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 22人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象を		変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,甚	設備等規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 定による保守点検又は清掃の記録 成(業者への委託可)・保管(3年 しなければならない。	を作り、おおおり	音 合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 22人槽
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施 美施
名	訓練「な」
1	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%:令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。
- ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」

※58%:令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R5年度に購 入した件数→

0

R5年度にグ リーン購入(エ

コ・グリーン・

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

公用車の運転(緊急出動以外)は、ふんわりアクセルを心掛けエコドライブに務める。 ゴーヤを植え緑のカーテンを作り節電、省エネを図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

本年度の目標については、徹底して出来た。救急件数の増加でガソリン使用量が増加したが今後もエコドライブに勤めていきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標	基本江	う針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画(P) (当初入力)		三大业	+>		
実施結果(D) (3月入力)		武	るし		
評 価(C) (3月入力)					
改 善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事第 (3月入力・リスト	め方向性 から選択)	

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署 西分署	
連絡先(内線・外線)		内線6831 外線370-2119	
	環境管理責任推進員	****	
	環境管理推進員	****	
	当初提出日	令和5年8月	
提出日	上半期提出日	令和5年11月9日	
下半期提出日		令和6年4月19日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし	_
----------------------------	------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。(国内で制度を関係を関係を表する。(国内で制度を関係を関係を表する。) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合に要業者はに表達する必要がある場合で理者はに表達する必要がある場合に変異の発達を実施する者は、フロン類を下り、を表して表現である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に表述の対域を表述して表現である。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に表述の対域を表述して表現である。 5. では、表現では、表現では、表現である。 5. では、表現では、表現では、表現では、表現である。 6. では、表現では、表現では、表現では、表現では、表現では、表現では、表現では、表現	空調機器(業務用・第一種特定製品	規模,能力等			
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象) 	下半期 ※簡易点検は、	3ヶ月	月に1回以上(全機種対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	}	1月~3月	点検実施日	
令和5年6月6日	令和5年9月6日	令和5年12月5日		令和6年	3月6日	
↓ 点検(整備)記録簿への記	- 記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark> 器	・ 号を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記	録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	10月~12月			0
定期点検の実施(下記の機器を保有する		して実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満		該当なし	該当な			
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						
※機器整備等で都道府県知事	の登録を受けた充塡回収業者より発行された	「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された			充填なり	\cup
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点				

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	空調機器(家庭用)	仮眠室×2·談話室
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気管をり、は者料の品のに。エアがパ限ってのきずの、は者料の品のにの置定ですが、、電に出定あの、は者料の品のにのでは、すなニンコでもは、、するでは、は者とは、は者が、は者が、は者が、は者が、ない、は者が、ない、は者が、ない、ない、は者が、ない、は者が、ない、ない、は者が、ない、ないが、は者が、ない、ないが、は者が、ないが、はるが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、はるが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、は者が、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ない	テレビ(液晶式)	液晶テレビ3台 (1階談話室・食堂・待機室)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制度を関する。	洗濯機/衣類乾燥機	2台(車庫)/1台(車庫)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を外別のでは、	冷蔵庫	3台 1階食堂、待機室、車庫
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6						
適用法令等	遵守事項		該	3当活動,設備等	規模,	能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者に るべく長期間使用するとなる 動車が使用済るとのでは を関するとのでは を関するとのでは を関するとのでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	とる、化車た得用再ば、よとのの選でれる源ら、当はいを車実択使たこ化な、該、ががの施す用物と等い、自引は、抑のにる済又等を。の動取		公用車	車/H28救急車救急 9 H13消防車2号車 車とプ 平成17年消防車1 4日付で予備車両 800は161を10号	E/H17消防車10号 急5号車/H26消防車 号車 (R3.5月1日付で3号 (替え) O号車を令和2年3月 (2号車)とし,鈴鹿 号車として運用開始。 対で予備車両
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	变更点			

7					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業 た廃棄物を自らの責 処理しなければなら	任において適正に		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

8				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又 は規模の変更(国立 令で定める軽微、 る者は、 る合で定めるるところ 都道府県知事及び 経由して特定行し書	交通省令・環境省 更を除く。)をし 土交通省令・環境 により、その旨を 該都道府県知事を に届け出なければ	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理定めるところによりでではある場合で定める場合に合うで定める回数に合うで変化槽の清掃をいる。 第14条 とこのでででは省令でで定める関するででででででででででででででででででででででででででででででででででで	、毎年一回(環境 あつては、環境省 あつては、環境会 かにではないではないです。 理者は、環境省ででは、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月) :しのいずれかを選択	遵守	変更点		

10				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったとき新たに浄化槽管理者になった者に更の日から30日以内に、環境省める事項を記載した報告書を都違知事に提出しなければならない。	t、変 令で定 	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

11				
適用法令等	逆 变	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当廃止したときは、環ころにより、その日その旨を都道府県知ばならない。	境省令で定めると から30日以内に、	净化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 定による保守点検又は清掃の記録で成(業者への委託可)・保管(3年 しなければならない。	至作	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練內容
白	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

炫底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 248 39.7% 年間の電子 決裁を含む全 625 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って

いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 含む物品を購入 した件数→

R5年度に購 0 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 入した件数→

0

R5年度にグ リーン購入(エ

コ・グリーン・

GPN商品)を

【R5年度】環境目標了に対する所属の結果

物品購入が無い

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度

O 作成枚数 →

【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

緑のカーテン(ゴーヤなど)を栽培し、室温上昇を抑え、節電、省エネを図る。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

節電、省エネを職員全員が意識し、取り組むことが出来た。今後も継続的に節電、省エネに努めていきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針		施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			+ 1	1 + - 1			
評 価(C) (3月入力)			汉三	14			
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リストカ	の方向性から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】				
環境管理責任推進員による総合評価				
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)	
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし	

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署 東分署	
連絡先(内線・外線)		内線:6841/外線:059-384-0119	
	環境管理責任推進員 ****		
環境管理推進員		****	
当初提出日		令和5年8月15日	
提出日 上半期提出日		令和5年10月30日	
	下半期提出日	令和6年4月19日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
----------------------------	---

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産	産休,育休等は除く)	該当なし
-------------------	------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	手	規模,	能力等
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また。関けるの質定によい景等を公表する。(国へ		空調機器(業務用・第一種特定製品)		2台	
上半期 ※簡易点検は3 ½	7月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点	点検は3ヶ月	目に1回以上(全機	種対象)
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検	実施日	1月~3月	点検実施日
2023年4月25日	2023年7月6日	2023年10月20日		2024年	1月28日
↓ 点検(整備)記録簿への詞	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又	は電磁的記	録によって保存す	る必要あり。
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3	A O
	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗t	せして実施するもの		対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年目■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】	こ1回以上 ・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・	• 1年に1回以上		該当なし	該当なし
					充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量 年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点					

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	空調機器(家庭用)	食堂・1 階会議室・仮眠室×2 ・トレーニング室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気料をいます。 では、大きない、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	テレビ(液晶式)	1台 1階事務室
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、は者料のの者行 アコ壁 ウ池、に 電器 抑庭て商定搬適の者行 アコ壁 ウ池、に 電 電 が が 足	洗濯機/衣類乾燥機	洗濯機 2台 ユーティリティ室 /衣類乾燥機 1台 ユーティリティ室
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をの情報を表して、	冷蔵庫	1台 1階食堂
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することを抑動車が使用済自動車となることを抑動するよう努力をとれて、自動車の関連を選択するの再資源化等の実施にも動車の修理により得けることを関連の修理により得けることを使用があるとの再資源化になりによりによりではことがある。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、当該自動車となりまた。	公用車	H18 13号車(中央消防署へ移管)/ H17 14号車(廃車)/ H29 救急6号車/ H29 21号車(中央消防署へ移管)/ R3 13号車
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点 すでに廃車されている。H29 21号車に れた。	に伴い中央消防署へ移管され,H1/ 14号車はは は令和5年4月1日付けにて中央消防署へ移管さ

7				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つ た廃棄物を自らの責任において 処理しなければならない。		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		立 変更点		

8				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又は規模の変更(国土芸会で定める軽微な変まで定める者は、国当省令で定めるところがあるところがありませんでは、国際のでは、国質なのでは、国質なのでは、国質なのでは、国質なのでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国のでは、国	交通省令・環境省 更を除く。)をは 土交通省令・環境 により、その旨を 該都道府県知事を に届け出なければ	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理定めるところによりでではある場合で定める場合に合うで定める回数に合うで変化槽の清掃をいる。 第14条 とこのでででは省令でで定める関するででででででででででででででででででででででででででででででででででで	、毎年一回(環境 あつては、環境省 あつては、環境会 かにではないではないです。 理者は、環境省ででは、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環境では、環		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月) :しのいずれかを選択	遵守	変更点		

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、 新たに浄化槽管理者になった者は、変 更の日から30日以内に、環境省令で気 める事項を記載した報告書を都道府県 知事に提出しなければならない。	⊇ │ 浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,甚	設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当廃止したときは、環ころにより、その日 その旨を都道府県知ばならない。	境省令で定めると から30日以内に、	浄化槽		合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 定による保守点検又は清掃の記録で成(業者への委託可)・保管(3年 しなければならない。	至作	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/ 25人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日								•	
実施人数	実 施 日	7	7	7	4	. 7			
名	訓練内容								
1	実施時の写真撮影有無		•						

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

炫底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 113 21.4% 年間の電子 決裁を含む全 528 決裁数を入力 もう少し努力できる

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。
- ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

リーン購入(エ コ・グリーン・ 0 GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→ R5年度に購 0 入した件数→

R5年度にグ

【R5年度】環境目標了に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 O 作成枚数 →

【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

緑のカーテンを作成し,室温上昇を抑え,節電,省エネを図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

緑のカーテンは上手く作成できなかったが、意識を持って節電・省エネに取り組むことが出来た。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針				施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)		=	太业	+>1			
評 価(C) (3月入力)			スヨ	るし			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト)	の方向性 から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】								
環境管理責任推進員による総合評価								
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)					
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし					

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署鈴峰分署		
連絡先(内線・外線)		内線 6851		
環境管理責任推進員		***		
環境管理推進員		***		
	当初提出日	令和5年8月17日		
提出日	上半期提出日	令和5年10月17日		
	下半期提出日	令和6年4月6日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	
----------------------------	--

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	遵守事項	該当活動,	設備等	規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	漏えい量等を国に報告することが求められる。 また、国はその算定漏えい量等を公表する。 (国/の報告は環境政策理)	空調機器(業務用・第一種特定製品)		規模,能力等 4台(R1,11月から4台)				
				月に1回以上(全機				
4月~6月 点検実施日 	7月~9月 点検実施日 8月7日				3月 点検実施日			
3910	0,7,0		11月10日 3月8		100			
→ 点検(整備)記録簿への	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark> 	器を廃棄した後3年間に 	は紙又は電磁的記 	?録によって保存す 	る必要あり。 			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3.	月 〇			
定期点検の実施(下記の機器を保有す	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの 対象台数 定期点検 (今年度の実施有無)							
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし			
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 ・充填無し								
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
年間総合実施状況 (入力: 3月) 遵守 変更点 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 フラ								

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	空調機器(家庭用)	事務室×2台/食堂×2台(R1, 11月から1台)/防火衣室×1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	テレビ(液晶)	1 階事務室 食堂
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事では、	冷蔵庫	2台 食堂
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をり制用は品家を切支がう【コン掛レるン又建設式気業な、す機、化庭すに払こ措特ンデけー。管は築計)洗びく家う棄特確器する場合の置定ディ形ト)式蓄物し、濯り、実に、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、では、のででは、でのででは、でのでででで、でのでで、のでで、	用廃とす機さ収化求よ達れ ウ室きィン源なと。びす棄もる器れ集等めり成ばユィ内形シ受といが)電る物に場廃る若をに、すなニンユでョ信しもで、気この、合棄よしす応こるらッドニあナ機てのきプ冷と排特に物うくるじれたなト形ッるー(一にるラ凍に出定あの、は者料らめい形エトセにブ次限よズ庫よを家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマ、北を家っ再特運に金のに。エアがパ限ラ電りうマ、加庭て商定搬適の者行 アコ壁		洗濯機•衣類乾燥機	洗濯機3台(1台追加)・衣類乾燥機1 台 ランドリー室及び消毒室
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	令和5年6月	に洗濯機1台,増台

6					
適用法令等	逆 变	事項	該当活動,設備	備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動するとの 自動で	るとは とこな にこと を を を を を を を を を を を を を	公用車		H28消防車16号車/R3救急車救急10 号車
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点 R5.11月:	から救急10号	車から、救急3号車へ車両更新

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 3条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じ た廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	191	変更点	

8				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11 条	使用者は、排水処理施設の使用を始、休止若しくは撤去又は再開始ようとするときは、あらかじめ、旨を市長に届け出なければならな	始をし その	農業集落排水設備	_
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	1 7	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参 照)。
 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日			_		
実施人数	実 施 日		• • •		
名	訓練内容	X		- /	
10	実施時の写真撮影有無				

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 中間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 465 徹底されている

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

した件数→ MR R5年度に購

コ・グリーン・

GPN商品)を

含む物品を購入

入した件数→

O

0

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

四笠を共たが潜せったよりせてまらにしたの	「四位町青イー・カキ」をよさっ
環境負荷を低減するため公共工事設計時の	「境児配慮ナエツノ表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
緑のカーテン(ゴーヤ・アサガオ)を植栽し,事務所内の室温を下げ節電を図るとともに外部に向け環境活動のPRを実施する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
効率的に取り組めた。次年度も緑のカーテン等を継続していく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)		-	十 山	+-			
評 価(C) (3月入力)			沙三	4			
改 善(A) (3月入力)		_					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			Z Z	次年度以降の事業 (3月入力・リストな	の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(皿)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		南消防署		
連絡先(内線・外線)		内線 6812・外線 386-0630		
環境管理責任推進員		***		
環境管理推進員		****		
当初提出日		令和5年8月17日		
提出日	上半期提出日	令和5年10月25日		
	下半期提出日	令和6年4月18日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0
----------------------------	---

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

適用法令等						
の管理者の判断の基準 の遵守を通じて、使用時に対けるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の機構保管・ ●	適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等	
4月~6月 点検実施日 7月~9月 点検実施日 10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施日	正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる	の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用におけるフロン類の漏えい防止に取り組むこと必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行までのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算漏えい量等を国に報告することが求められる。た、国はその算定漏えい量等を公表する。(国の報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。整備者は充塡又は回収する必要がある。整備者は充塡又は回収する必要がある。整備者は充塡又は回収する必要がある。を整備者とを確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、一種、フガスが関回収業者」に引き渡す必要がある。た、その際、行程管理制度に従って、回収依頼	時が 境 う 定まへ ご 窓類 一発 第 の で 調機器 (業務用・第 一種特定製品)			
5月15日				.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	5月15日	/月/日	11月9日	2月	14日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。</mark>	↓ 点検(整備)記録簿への記	記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的 	記録によって保存す	る必要あり。	
4月~6月 〇 7月~9月 〇 10月~12月 〇 1月~3月 (4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3	月 〇	
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの 対象台数 定期点検 (今年度の実施有		定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 該当なし 該当なし		該当なし	該当なし			
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填	充填なし				
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量	※機器整備等で都道府県知事の	で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行される	こ「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年	間合計充塡量		
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			変更点			

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	空調機器(家庭用)	多目的学習室A·B
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいる。	テレビ(液晶式)	食堂(液晶式) 1 階事務室(液晶式)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	冷蔵庫	2台 食堂(うち1台ノンフロン)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をいうでは、	洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機2台•衣類乾燥機1台洗面所
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6				
適用法令等 遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車の所有者は、自動車の所有者は、にる動車が使用するなな、に動車とのでは、自動車とのでは、とのでは、一般であるとのでは、他車をでは、他車をでは、他車をでは、他車をでは、他車をでは、他車をでは、一般では、一般である。 自動車の所有のでは、「一般では、「」」」」「一般では、「」」」」」」」」」「一般では、「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	よと動の選でれる原心 貧え、抑の施す用物と等い 自引制 にる済又等を。 動即 即取 の 動取	公用車	救急4号車/救急8号車/5号車/6号車
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		望 変更点		

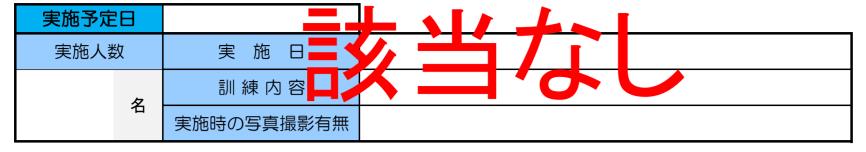
7						
適用法令等		遵守	遵守事項 該当活動,		該当活動,設備等	規模,能力等
3条(事業者の責務) 3条(事業者の責務)		事業者は、その事業 た廃棄物を自らの責 処理しなければなら	任において適正に		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
規則で定める規模以上(面積500m以上 上又は駐車台数40台以上)の駐車場ででである者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。		駐車場	40台
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し, 休止し、若しくは廃止し、又は現に休 止しているその使用を再開しようとす			下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	: 3月)		変更点		

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が,年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し,その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標Oに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%:令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 一 362 【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 41.1% 年間の電子 決裁を含む全 決裁を含む全 決裁数を入力 一 徹底されている

【環境目標7】 環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値 リーン購入(エ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 コ・グリーン・ GPN商品)を 「GPN」と入っている物品が一つでも入って 0 いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数含む物品を購入 した件数→ 物品購入が無い R5年度に購 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 O 入した件数→

・該当所属のみ入力

【環境日標8】

	01						
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する							
R5年度	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓					
作成枚数 →	U	作成なし					

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
事務所南側の窓に,緑のカーテンを作り夏季の室温上昇を抑え,節電を図ると共に環境活動PRとする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
緑のカーテンの作成に伴い、室温の上昇が抑えられ、一定の効果が感じられた。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)		三女当	ナト	
実施結果(D) (3月入力)			· 6 C	
評 価(C) (3月入力)				
改 善善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	美の方向性 から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】						
環境管理責任推進員による総合評価						
法の遵守状況(Ⅲ) 非常訓練(Ⅳ)		所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし			

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和5年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	南消防署 天名分署		
連絡先(内線・外線)		6860 • 059-372-3119		
環境管理責任推進員		****		
環境管理推進員		****		
	当初提出日	令和5年8月16日		
提出日	上半期提出日	令和5年10月27日		
	下半期提出日	令和6年4月18日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯して	いることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

	携帯していることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
--	------------------	-----	---------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育	育休等は除く)	該当なし
----------------------	---------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律(フロン排出抑制 法) 第16条により規定される第一種 特定製品の管理者の判断の基準となる べき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡実に回収する必要がある場合、整備者は充塡に対ればならて、整備充塡の収業者」に委託しなければ対して、整備を関係を実施するは、フロン類を有塡にで製品の管理者は、整備者に対して、整備を関係を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に否認す必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に表記して、を設備業者等にでである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に表記して、を関係である。 5. では、といるのでは、これるのでは、といるのでは、これるのではないるのでは、これるのでは、これる		業務用パッケージエアコン(三菱)		定格出力4.6KW 2台 (事務室 • 会議室兼研修室) 2.6KW 1台 (食堂)		
上半期 ※簡易	点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実	『施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日]
6月1日		9月5日		12月2日		2月28日		
↓ 点検(整備)記録	録簿への記	載を済ませたら○を選択 ↓ ;	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電	兹的記	録によって保存する	る必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
		所属のみ対象。) ※簡易点検に」	上乗せし	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし 該当な		:し
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							U	
年間総合実施 選択リストから遵守・未遵守	状況(入力	: 3月)		変更点				

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事を対して、	家庭用空調機器	10台 (休憩室1~7・相談室・トレーニング 室)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、は者料ののというでは、大きな、ないが、大きな、は、は、いきな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、は、大きな、は、大きな、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	冷蔵庫	1台(食堂)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事をのは、	テレビ	2台 (事務室・食堂)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8 条	第5条 自動車の所有者は、自動車るべく長期間使用することを見り、動車が使用済自動車となる。自動車が使用済自動車となる。自動車の形でであるとの再資のでは、当たりでは、10年のでは、10年	自制購にる済政等を。動車取	2台 (救急車(救急11号車)鈴鹿800さ 16-99,消防車(鈴鹿17号車)鈴鹿800 さ16-85)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6						
適用法	等合法	遵守	事項	=	亥当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清 3条(事業者の責務)	押に関りる広律 先	た廃棄物を自らの責	業者は、その事業活動に伴つて生じ 廃棄物を自らの責任において適正に 理しなければならない。		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

7						
適用法*	等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処 第11条	且理施設条例	使用者は、排水処理施設の使用を開始,休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない			農業集落排水設備	_
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の 事故が発生し、有害物質又は油を含む 水が当該特定事業場・当該貯油事業場 等から公共用水域に排出され、又は地 下に浸透したことにより人の健康又は 生活環境に係る被害を生ずるおそれが あるときは、直ちに、引き続く有害的 質又は油を含む水の排出又は浸透のも に、速やかにその事故の状況及び講じ ただったができるといる に、速やかにその事故の状況及び講出 に、さればならない。	簡易タンク貯蔵所(キュービック型計量機)	ガソリン/576L 軽油/576L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しよっとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ででといる。 に、次の各号に掲げる製造所、貯蔵に、次の各号に掲げる製造所、貯蔵を受けるがでは、当該をでは、当該をでは、当該をでは、ののでは、当該をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	簡易タンク貯蔵所(キュービック型計量機)	ガソリン/576L 軽油/576L
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	■ 1 	変更点	

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、 管理者又は占有者は、当該製造所、貯 蔵所又は取扱所の用途を廃止したとき は、遅滞なくその旨を市町村長等に届 け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油,軽油等) 非水溶性液体 1,000L	簡易タンク貯蔵所(キュービック型計量機)	ガソリン/576L 軽油/576L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11				
適用法令等	遵守事項	Į	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始【指定数量以上の危険物貯蔵所】危険物の指定数量第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L		簡易タンク貯蔵所(キュービック型語 機)	計量 ガソリン/576L 軽油/576L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	·

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者,管理者又は占有者 (以下「所有者等」という。)は,当該製造所等において,次に掲げる事項(〇設置者の氏名又は住所(法人にあっては,その名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)〇危険物の貯蔵又は取扱いの方法〇製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること)を変更するときは,危険物製造所等変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。	簡易タンク貯蔵所(キュービック型計量機)	ガソリン/576L 軽油/576L
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

13					
適用法令等	遵守	事項	該	逐当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない/前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量へ第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L〇第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L		Ŋ	ひ量危険物貯蔵所	ガソリン40L/軽油40L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	•	

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	要定所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所を設置があるところにという。製造所、貯蔵所以は取扱所の区分に応じ、当該各号に場がである者(消防本部及び消しのでは取扱所の区域に設置される製造所の区域に設置される製造のでは取扱所がある。 「おででは取扱所が、製造では、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受けないでは、関連を受ける。 「おいて、というでは、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象に	一般取扱所(非常用発電)	天名分署: 発電出力(300KvA)/使 用燃料(軽油)/全出力(240KW) /軽油1714L(最大取扱量)/軽油 198L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

15							
適用法令等	遵守事項		該当活動	,設備等	規模,能力等		
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、 管理者又は占有者は、当該製造所、貯 蔵所又は取扱所の用途を廃止したとき は、遅滞なくその旨を市町村長等に届 け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油,軽油等) 非水溶性液体 1,000L		一般取扱所(非常用発電)	天名分署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油198L(貯蔵)		
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	变更点				

16					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所所のの有者、 で定める管理者、 で定者、 で定者、 で見たのの製造所のの製造所のの製造所のの製造のででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	又は占有者は、こ 所又は取扱所につ めるところによ その点検記録を作 なければならない 年に1回検査 15 査 H5供用開始 険物貯蔵所】		一般取扱所(非常用発電)	天名分署:発電出力(300KvA)/使 用燃料(軽油)/全出力(240KW) /軽油1714L(最大取扱量)/軽油 198L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

17				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者,管理者又は占有 (以下「所有者等」という。)は,当 造所等において,次に掲げる事項(設置者の氏名又は住所(法人にあっては,その名称,代表者の氏名及び主 る事務所の所在地)〇危険物の貯蔵が 取扱いの方法〇製造所等の着工又は 成期日を3月以上遅延すること)を 更するときは,危険物製造所等変更 出書(第5号様式)により市長に届け ければならない。	変製 こ は 一般取扱所(非常用発電) 完 変 電	天名分署:発電出力(300KvA)/使 用燃料(軽油)/全出力(240KW) /軽油1714L(最大取扱量)/軽油 198L(貯蔵)	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
危険物の規制に関する政令第19条	第九条第一項の規定は、一般取扱所の 位置、構造及び設備の技術上の基準に ついて準用する。	一般取扱所(非常用発電)	天名分署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油198L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- 照)。
 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

	実施予定日		8月30日	
	実施人数 実施日		実 施 日	9月3日
	4割練内容実施時の写真撮影有無		訓練内容	簡易給油所のオイル漏れによる対策と緊急連絡先の確認
			実施時の写真撮影有無	0

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%: 令和4年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 436 徹底されている

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」

※58%: 令和4年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為(単契物品)」の枚数

コ・グリーン・ GPN商品)を 含む物品を購入 した件数→

0

リーン購入(エ

入した件数→

【R5年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 → O 【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標

省エネ・節電のため、未使用時の会議室や書庫等の消灯、階段、廊下等の必要最小限の点灯、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

令和5年度の環境目標についてはおおむね取り組むことができました。 しかし、緊急出動時に所属内が無人になることからその際の節電等に取り組むことが難しかったため、対策を所属で話し合い、改善していきたいと思います。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)		-	十、1/	+-			
評 価(C) (3月入力)			沙三	4			
改 善(A) (3月入力)		_					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次	7年度以降の事業 (3月入力・リストだ	の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

•環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】						
環境管理責任推進員による総合評価						
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし			

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。